奥野総合法律事務所·外国法共同事業

URL: http://www.okunolaw.com Email: info@okunolaw.com

■ 〒104-0031 東京都中央区京橋1-2-5 京橋TDビル8階(受付7階) TEL:03-3274-3805(代表)/FAX:03-3272-2245



依頼者との信頼関係は密接で、セミナーはもちろん合宿などの勉強会を通じて一生のお付き合いという関係がいくつも見られるのも特徴だ

変わらぬ理念と創意工夫

奥野総合法律事務所・外国法共同事業は2014年に 創設90年を迎えた。同事務所といえば事業再生で数 多くの実績を残すが、取扱分野はコーポレート、金融、 民事紛争(交渉・訴訟)、知的財産権、労働関係、競争 法と、企業法務におけるフルサービスを提供する。そ れは副所長である藤田浩司弁護士の発言からも明ら かだ。

「従来は倒産・事業再生やファイナンスに強みをもちつつ、顧問先の日常の相談や訴訟対応などで実績を残してきました。最近は、外国企業との取引案件や知財紛争、現地進出企業の労働案件なども増えています」。

同事務所は、公的機関の委員や教育活動、地方公共 団体などでの無料法律相談などに積極的に応じるな ど、意欲的な社会貢献活動でも知られる。所長である 奥野善彦弁護士による、弁護士としての活動をビジネ スだけではなく、公益的な活動や社会正義を広めてい く取組みに役立てたいとの思いが生かされている。

所属する各弁護士の取扱分野も「一般案件」+「事業再生」+「a」というかたちで、それぞれが得意分野

を持つ弁護士集団が形成されている。月一回の弁護士会議では、各弁護士からそれぞれの分野ごとの専門的な知見を共有する機会が設けられており、また、それ以外にも、例えば破産管財業務に関する勉強会を行うなど、専門的な案件対応へのレベルアップに日々取り組んでいる。

理念に裏打ちされた 金融債権者代理人としての実績

金融関連法分野での同事務所の活動にも触れよう。 パートナーの城處琢也弁護士は、金融庁や日本証券業協会法務部への出向経験をもち、金融商品取引法や信託業法、貸金業法などの関連法規を取扱分野としている。現在も金融庁の審判官を非常勤で務めており、課徴金審判手続の実務を知る数少ない弁護士である。

「過去の蓄積を生かしながら、様々な観点から徹底的 に検討を重ねて事件処理を行っています。 依頼者の 利益のためには、第一号案件として先例となるような 処理手法も提示できるように心がけています」(城處 弁護士)。 クライアントのために創意工夫を重ね、前例がない という批判を恐れずに最善の結果を出す。これは奥野 所長の考えでもあり、その影響は大きいという。

金融機関の代理人としてファイナンス案件を数多く 扱っているパートナーの櫻庭広樹弁護士も、大型事件 について債権者側で関与した経験や濫用的会社分割 に対して債権者申立てによる会社更生を申し立てた 経験をもつ。

「私自身はファイナンス案件や倒産案件で債権者側の立場で関与することが比較的多いですが、その経験は、債務者側から依頼された案件においても、債権者との利害調整を図る上で役に立っています。また、事件処理にあたっては、理論構成を十分に検討することは当然ですが、公正公平な解決を図ることを心がけています。例えば、濫用的会社分割については、今般、会社法の改正がなされましたが、改正前は、その是正方法について議論がありました。当事務所が、濫用的会社分割に対して会社更生の債権者申立を行ったことは、公平に解決する方法として一つの案を示せたのではないかと思います」と当時を振り返る。

現地法律事務所との連携で海外・国内進出をサポート

「現在は企業だけでなく個人レベルでも国際化が進んでいます。そのような状況を踏まえれば、日本の法律事務所であっても、日本法の知識と経験だけで良いサービスが提供できるのかというと、そうではありません」と語るのは、IBA (国際法曹協会)などの国際組織でも活躍する平澤真弁護士だ。同事務所は、世界各国の法律事務所と提携関係をもつため、ほとんどの国の法務問題について、現地の実情を把握した高い品質のサービスが提供できる。



歴史を感じさせる重厚なエントランス

最近の国外案件の傾向として、日本企業の海外進出は依然として盛んであり、既に進出を果たした企業の間では、進出拠点を新興国に移す動きも見られるという。同事務所は、各国の法律事務所との提携関係を活かし、こうした日本企業のニーズにも迅速に対応できる体制をとっている。また、日本企業が海外で法的紛争に巻き込まれるケースも見られるというが、そのような場合も、提携関係を活かして、訴訟、仲裁、あるいは、相手方との交渉により、迅速かつ適切な紛争解決を図ることができるという。

法律という武器を扱う者の使命

最後に藤田弁護士は、「奥野は我々に対して常に、 愚直なまでに誠実にと言います。また、創設者である 奥野彦六弁護士は、『弁護士の士は、武士の士である』 と語り、法律という武器を扱うことを許された弁護士 だからこそ、高い倫理観をもって仕事に臨めと語りか けます」と、弁護士としての矜持を語った。

理念、歴史、創意工夫、総合力、そして実行力。どれ 一つ欠けることのない対応が同事務所の強みといえ そうだ。

Data

[所属弁護士等]

弁護士 34名·外国法事務弁護士1名(2014年12月1 日現在)

[沿革]

1924年(大正13年)「奥野彦六法律事務所」として創設

1979年(昭和54年)「奥野法律事務所」に改称 1996年(平成8年)「奥野総合法律事務所」に改称 2014年(平成26年)「奥野総合法律事務所・外国法 共同事業 | に改称

[過去の主要案件]

■倒産再生案件〔更生管財人(日本リース、ホリデイタワー他)、会社更生申立(蓼科グランドホテルに対する債権者申立、あしぎんフィナンシャルグルーブ他)、預金保険法適用申請(日本振興銀行)、民事再生・事業再生ADR・各種私的整理手続申立、破産管財人・破産申立〕■会社関係各種争訟案件(債権回収、不動産、会社法関係、損害賠償、労働、知的財産等)■親族相続案件■その他

「主な著書・論文

『会社再建』『Q&A株式・社債等の法務と税務』『会社役員規程マニュアル』『Q&A親子・関連会社の実務』「金融機関のための倒産・再生の実務』(以上編著)/『契約類型別取引先破綻における契約の諸問題』『破産申立マニュアル』『民事再生手続と監督委員』『内部統制と取締役の責任』『M&A活用と防衛戦略』『民事介入暴力対策マニュアル第4版』『新労戦略』『民事介入暴力対策マニュアル第4版』『新労戦略』作実務マニュアル第3版』(以上共著)/その他多数

66 LAWYERS GUIDE 2015 67